

一般競争入札による町有財産の売却

入 札 応 募 要 項

【 公 告 入 札 】

令和7年4月

山辺町 総務課

— 目 次 —

1. 売却物件について	P1
2. 入札参加申込み資格について	P1
3. 購入申込みにあたり付す条件	P2
4. 一般競争入札参加申込みに必要な書類	P2～3
5. 入札参加申込み方法	P3
6. 入札保証金の納付	P3
7. 入札・開札について	P4
8. 売買契約の締結について	P5
9. 売買代金の納付	P5
10. 所有権の移転等について	P5
11. 問い合わせ先・入札参加申込み先	P5
<様式等>	
・町有財産一般競争入札参加申込書	P6
・誓約書	P7
・利用計画書	P8
・町有財産一般競争入札参加受付書	P9
・役員等一覧	P10
・同意書	P11
・入札保証金還付請求書	P12
・入札書	P13
・委任状	P14
・入札書(記載例:本人)	P15
・入札書(記載例:代理人)	P16
・委任状(記載例)	P17
・土地売買仮契約書(案)	P18～20

購入申込みから所有権移転までの流れ

①入札参加申込み	受付期間:令和7年4月1日(火)から令和7年4月30日(水) (土・日祝日を除く。午前8時30分～午後5時15分) 受付場所:山辺町役場 総務課 ※郵送による申し込みの場合は4月30日(水)必着
②入札保証金の納付	入札保証金を令和7年5月8日(木)までに納付
③入札・開札	日時:令和7年5月16日(金) 午前10時00分～ 場所:山辺町役場 2階会議室(1)・(2) ※入札開始時間は厳守です。遅れた場合は、参加することができません。 ※当日は午前9時30分より受付を開始いたします。
④契約の締結	③の開札の日から5日以内に売買契約を締結します。 ※契約に係る印紙税は物件購入者の負担となります。
⑤売買代金の納付	契約締結日から30日以内に、売買代金から②で納付された入札保証金を差し引いた金額を納付してください。
⑥物件の引き渡し	売買代金が完納した時に、所有権が移転するものとし、売却物件を引き渡します。
⑦所有権移転登記	所有権の移転登記は、物件の引き渡し後に山辺町が嘱託登記します。 ※登記に係る登録免許税は物件購入者の負担となります。

一般競争入札による町有財産売却のご案内

この物件の購入を希望される方は、次の各事項をご承知のうえ、お申し込みください。

1. 売却物件について

- (1) 売却物件の詳細は別添物件調書等をご覧ください。
- (2) 現地説明会を4月16日(水)に実施します。説明を希望される方は、5 ページ問い合わせ先にお申し込みください。

2. 入札参加申込み資格について

- (1) 入札参加の申込みができるのは、個人及び法人とします。
- (2) 下記に該当する方は入札に参加できません。
 - ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、及び破産者で復権を得ない者
 - ② 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ・ 本町との契約の履行に当たり、故意に工事、製造を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ・ 本町が実施した競争入札・公募抽選又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ・ 落札者が本町と契約を締結すること又は本町との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ・ 本町が実施した地方自治法施行令第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり本町の職員の職務の執行を妨げた者
 - ・ 正当な理由がなく本町との契約を履行しなかった者
 - ③ 現年度及び前年度に税金の滞納がある者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - ⑤ 入札物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用途に供しようとする者
 - ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員
 - ⑦ 町有財産に関する事務に従事する本町の職員
 - ⑧ その他町長が不適当と認めた者

3. 購入申込みにあたり付す条件

(1) 売却条件

現状有姿での引き渡しとなります。(引き渡し後の土地の活用及び維持管理に必要な費用は、物件購入者の負担となります。)

土地の活用に伴い、隣地の構造物(公衆道路、用悪水路及び防火水槽)等の機能に支障をきたした場合は、物件購入者の責任と負担により原状に回復するものとします。

(2) 用途の制限等

① 本物件の売却にあたっては用途(参加申込み時に提出された利用計画に基づく利用)、期日(2年以内に上記用途に使用する)の指定を行います。

なお、利用計画の審査の結果、入札に参加いただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

② 物件購入者は、本物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、その他これらに類する営業の用に供することはできません。

③ 物件購入者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類する施設の用に供することはできません。

④ 物件購入者は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体の施設その他住民に著しく不安を与える施設の用に供することはできません。

⑤ 町長は上記の状況を確認するため、随時に実地調査を行うことができるものとします。その際、物件購入者は正当な理由なくして実地調査を拒み、妨げるなどしてはいけません。

⑥ 本物件について、土壌調査等を行っていません。また、開発や建築等にあたっては、都市計画法、建築基準法及び条例等の法令により規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

⑦ 本物件内の動産類やゴミなどの撤去等は、すべて物件購入者自身で行ってください。

⑧ 騒音や振動等によって近隣住民に迷惑がかからないよう十分配慮し、苦情等が寄せられた場合は、物件購入者の責任において適切に対応してください。

4. 一般競争入札参加申込みに必要な書類

(1) 町有財産一般競争入札参加申込書・・・6ページ

(2) 誓約書・・・7ページ

(3) 利用計画書・・・8ページ

(4) 町有財産一般競争入札参加受付書・・・9ページ

(5) [個人の場合]印鑑登録証明書(共有名義で申し込む場合は全員分)

[法人の場合]印鑑証明書(共有名義で申し込む場合は全法人分)

(6) [個人の場合]住民票(共有名義で申し込む場合は全員分)

[法人の場合]登記事項証明書[履歴事項全部証明書](役員等一覧(10 ページ)添付)
(共有名義で申し込む場合は全法人分)

(7) 町税納税証明書(直近の2カ年分又は未納がないことの証明書)

※山辺町外の方は在住の市町村の証明書

(8) 返信用封筒【460円分切手貼付(普通郵便(25g 以内)110円＋簡易書留350円)】

(町有財産一般競争入札参加受付書等返信用)

※封筒には返信先の住所氏名等を記載すること。

5. 入札参加申込み方法

この物件の入札への参加を希望される方は令和7年4月1日(火)から令和7年4月30日(水)まで(土・日祝日を除く。午前8時30分～午後5時15分)に、入札参加申込みに必要な書類を山辺町総務課財産管理係へお持ちいただくか、郵送でお申し込みください。

なお、郵送の場合は山辺町総務課財産管理係へ令和7年4月30日(水)必着でお願いします。

6. 入札保証金の納付

入札参加者には入札しようとする金額の5%以上の額の入札保証金を入札の前に納付していただきます。

※入札の日時・場所の通知に併せて、町が指定する金融機関をお知らせいたしますので、令和7年5月8日(木)までに銀行振込により納付してください。

※落札された方においては入札保証金を売買代金に充当します。

※落札された方が契約を締結しなかった場合は、入札保証金は町に帰属します。

※落札されなかった方の入札保証金については入札終了後(概ね1カ月後)に、入札保証金還付請求書にてご指定の銀行口座への振り込みにより返還します。なお、返還する入札保証金には利息は付しません。

7. 入札・開札について

①入札日時・場所	日時:令和7年5月16(金) 午前10時00分～ 場所:山辺町役場 2階会議室(1)・(2) 当日に持参して頂くもの ①町有財産一般競争入札参加受付書(受付印が押印されたもの) ②入札書…13 ページ ③入札保証金振込が証明できるもの(振込履歴が記載された通帳コピー等) ④委任状(代理人が参加される場合のみ) ⑤実印 申込者本人が入札される場合は、申込書の申込者印と同じ印鑑 代理人が入札される場合は、委任状の代理人使用印と同じ印鑑 ⑥筆記用具(黒又は青の万年筆又はボールペン。ただし、消せるボールペン、鉛筆は除く。) ⑦本書 ⑧入札保証金還付請求書…12 ページ ⑨預金通帳等の写し 還付先確認のため、銀行名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義人の確認ができる部分のコピー ※入札開始時間は厳守です。遅れた場合は、参加することができません。 ※当日は午前9時30分より受付を開始いたします。
②入札の方法	入札は入札書の提出をもって行います。(出場入札) <u>入札書を封筒に入れ、糊付けで封をし、割り印のうえ、提出すること。封筒には、物件名及び入札者の住所(所在地)、氏名(法人名)を記入し、「入札書在中」と朱書きすること。</u> ※入札書には予定価格(最低売却価格)以上の金額を記載してください。予定価格未満の金額では落札できません。
③開札	開札は入札時刻の経過後直ちに、入札の場所において入札者立会いの元、行います。
④落札者の決定	入札者のうち、町があらかじめ決めた予定価格(最低売却価格)以上の金額で、最も高い金額で入札された方を落札者(物件購入者)とします。 落札となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者によるくじ引きにて落札者(物件購入者)を決定します。

8. 売買契約の締結について

- (1) 落札者(物件購入者)と町とは、開札の日から5日以内(土・日祝日を除く)に売買契約を締結します。
- (2) 落札者(物件購入者)の責に帰すべき事由により売買契約の締結期限までに契約を締結しない場合は、契約の権利は無効となります。この場合、入札保証金は町に帰属します。
- (3) 上記により契約が無効となった場合は、入札で次点となった方と契約します。
- (4) 売買代金以外に、売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に係る登録免許税、不動産取得税、水道加入金等、本契約の締結及び履行に関して必要な費用は物件購入者の負担となります。

【参考:売買代金以外に必要な費用】

①売買契約書(山辺町で保有する分)に貼付する収入印紙:印紙税法に定める額

〈例1〉 売買代金が5百万円を超え1千万円以下の場合、税額(収入印紙)は 5,000円

〈例2〉 売買代金が1千万円を超え5千万円以下の場合、税額(収入印紙)は10,000円

②登録免許税

令和6年度に所有権移転登記を行う場合

固定資産税課税評価額×15/1,000(税率)=登録免許税額

〈例〉土地の固定資産税課税評価額が700万円の土地の場合

7,000,000円×15/1,000=105,000円

※実際の税額は、税率等の変動の場合もあるため、契約時にお知らせします。

- (5) 予定価格が700万円以上で5,000㎡以上の土地の売払いは、町議会の議決が必要となり、議決後に本契約となります。(5,000㎡以下なので不要)

9. 売買代金の納付

売買代金

売買契約金額から入札保証金を差し引いた金額を契約締結日から30日以内に納付していただきます。

※売買代金を納付期限までに納付しないときは、売買契約を解除します。なお、この場合入札保証金は還付しません。

10. 所有権の移転等について

- (1) 町が売買代金の納付を確認したときに所有権の移転があったものとし、所有権移転登記手続きを行います。
- (2) 所有権移転登記に必要な費用は落札者の負担となります。
- (3) 所有権移転後に発生する公租公課等は落札者の負担となります。

11. 問い合わせ先・入札参加申込み先

〒990-0392

山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地

山辺町役場 総務課 財産管理係

電話:023-667-1111 FAX:023-667-1112

町有財産一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

山辺町長 安 達 春 彦 殿

《申込人》 〒 ー
住所又は所在地
フリガナ
氏名又は名称
及び代表者氏名 ⑩
電話番号 ー ー

※ 共有で申し込む場合は、持分を明記し、別紙にて提出してください。

山辺町が売却下記物件の購入に係る町有財産一般競争入札に参加したいので、下記の書類を添えて申込みます。

記

1. 物件番号、所在地

物件番号	所在地	地積
R7-1	山辺町大字山辺字十二神 3132 番 20	365.55 m ²

2. 入 札 日

令和 7 年 5 月 16 日 (金)

3. 添付書類

- ①誓約書 ②利用計画書 ③町有財産一般競争入札参加受付書
- ④[個人の場合]印鑑登録証明書 [法人の場合]印鑑証明書
- ⑤[個人の場合]住民票 [法人の場合]登記事項証明書[履歴事項全部証明書](役員等一覧添付)
- ⑥町税納税証明書(直近の2カ年分又は未納がないことの証明書)
※山辺町外の方は在住の市町村の証明書
- ⑦返信用封筒【460円分切手貼付(普通郵便(25g 以内)110円+簡易書留350円)】

4. 注意事項

- 1) 使用する印鑑は、実印(印鑑登録証明印)となります。法人での参加の場合は、代表者印(印鑑証明印)を押印してください。
- 2) 共有で申し込まれる場合は、共有者の代表を記入し、それ以外の方については、別紙に記載してください。その際、共有者全員の誓約書を提出してください。
- 3) 収集した個人情報については、申込みがあった物件に係る業務についてのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。ただし、入札参加資格の確認のため、山形県警察本部へ情報提供します。

誓 約 書

私は、下記の1から4の事項について誓約します。

また、入札に際し、入札説明書、土地売買仮契約書及び入札物件の法制上の規制等全てを承知したうえ参加いたしますので、後日これらの事柄について山辺町に対し一切の異義及び苦情を申し立てません。

なお、入札参加資格の確認のため、山辺町が山形県警察本部に照会することについて承諾します。

記

1 一般競争入札による町有財産の売却入札応募要項における「2. 入札参加申込み資格について」の不適合事項に該当していません。

2 一般競争入札による町有財産の売却入札応募要項、及び現地の状況を十分確認し、現状有姿のまま物件を引き渡すことなどを全て承諾の上参加します。

3 自己又は自社の役員等(法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。)が次のいずれにも該当する者ではありません。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。

(2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(「以下暴力団」という。)又は暴力団員を利用している者

(3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。また、指定暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条に規定する指定暴力団員をいう。)と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同等の事情にある者を含む。)であること。

(5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

(6) 当該入札物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

4 前項(1)から(6)のいずれかに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者ではありません。

利 用 計 画 書

利用計画				
建物概要	建築面積	m ²	着工予定日	
	延床面積	m ²	完成予定日	
	構 造		建 築 費	円
資金計画	自己資金内容			
	借 入 内 容			
備考				

本件の物件を取得したときは、上記利用計画に基づいて当該物件を使用します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

⑩

町有財産一般競争入札参加受付書

受付番号	※
受付印 ※	

≪申込人≫ 〒 —
 住所又は所在地
 フ リ ガ ナ
 氏名又は名称
 及び代表者氏名
 電話番号 — —

(共有名義の場合)
 ≪共有者≫ 〒 —
 住所又は所在地
 フ リ ガ ナ
 氏名又は名称
 及び代表者氏名
 電話番号 — —

≪共有者≫ 〒 —
 住所又は所在地
 フ リ ガ ナ
 氏名又は名称
 及び代表者氏名
 電話番号 — —

物件番号	入札参加を希望する物件の所在地	入 札 日 時
R7-1	山辺町大字山辺字十二神 3132 番 20	令和7年5月16日(金) 午前10時00分開始

※受付欄は記入しないでください。

※※この参加受付書は、入札当日必ずご持参ください。

年 月 日

住所又は所在地
 氏 名 又 は 名 称
 及び代表者氏名



役員等一覧

法人名：_____

※該当する性別・年号を○で囲んでください。

役 職 名	フリガナ 氏 名	性別	住 所	生年月日
		男 ・ 女		昭和・平成 年 月 日
		男 ・ 女		昭和・平成 年 月 日
		男 ・ 女		昭和・平成 年 月 日
		男 ・ 女		昭和・平成 年 月 日
		男 ・ 女		昭和・平成 年 月 日
		男 ・ 女		昭和・平成 年 月 日
		男 ・ 女		昭和・平成 年 月 日
		男 ・ 女		昭和・平成 年 月 日

＜注意事項＞

- 1 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)に記載されている役員全員(現在就いている方)及び役員以外の方で支店又は営業所を代表する方すべてについて記載してください。
- 2 収集した個人情報については、お申込みがあった物件に係る業務についてのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。ただし、入札参加資格の確認のため、山形県警察本部へ情報提供します。

同 意 書

令和 年 月 日

山辺町長 安 達 春 彦 殿

私は、申込者の法定代理人(親権者)として入札参加申込者が山辺町町有財産売払いの一般競争入札に参加し、落札した場合は、仕様書記載事項を遵守し売買契約書を締結、履行することについて、予め同意します。

○ 入札参加申込者(未成年者)

(氏名) _____ ㊞

(生年月日) 平成 年 月 日生 (年齢 歳)
〒 _____

(住所) _____

○ 同意者(法定代理人:親権者)

(法定代理人名) _____ ㊞

〒 _____
(住所) _____ (続柄) _____

※ 未成年者の方が入札参加申し込みをされる場合は、必ず本同意書を提出してください。

入札保証金還付請求書

令和 年 月 日

山辺町長 安 達 春 彦 殿

住所又は所在地
 フ リ ガ ナ
 氏名又は名称
 及び代表者氏名 印

円

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、山辺町に納めた上記入札保証金を次の口座に振り込んでください。

振 込 先	金融機関名	銀行(金庫) 支店			
	銀行・支店 コード	銀行コード (4桁)		支店コード (3桁)	
	預金の種類	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他()			
	口座番号				
	口座名義人	(フリガナ)			

申込者と口座名義が異なる場合は、下記の振替依頼書と委任状の記載が必要です。

振 替 依 頼 書	上記振込先へ口座振替してください 口座名義人(受任者) 住 所 氏 名 印
委 任 状	上記の者を私の代理人として、入札保証金の受領について委任します。 債権者(委任者) 住 所 氏 名 印

(注)この請求書に、振込先の預金通帳の写し(一部)を添付してください。

銀行名・支店名・預金の種類・口座番号・口座名義人を確認するために必要です。

入 札 書

令和7年5月16日

山辺町長 安 達 春 彦 殿

住所又は所在地
入札者
氏名又は名称
及び代表者氏名

㊞

代理人

㊞

山辺町契約に関する規則及び入札条件を承認し、下記のとおり入札します。
記

入 札 金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入 札 保 証 金	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
物 件 の 表 示	物件番号		所在地						
	R7-1		山辺町大字山辺字十二神 3132 番 20						
摘 要									

- 備考 1 入札金額に¥を付すこと。
2 「摘要」欄には必要事項を記入すること。

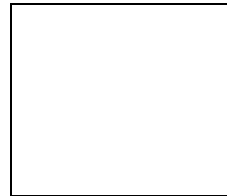
委 任 状

私は、 を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和7年5月16日実施される町有財産売払い(所在地:山辺町大字山辺字十二神 3132-20)の一般競争入札に関する一切の権限以上のことにつき、代理人が使用する印鑑は次のとおりです。

代理人使用印鑑



令和 年 月 日

山辺町長 安 達 春 彦 殿

委任者

住所又は所在地
氏 名 又 は 名 称
及び代表者氏名

印

【記載例】※購入者本人が入札する場合

入 札 書																											
※1 入札年月日を記入 令和 年 月 日 山辺町長 安 達 春 彦 殿 ※2 購入者本人の住所・氏名を記入 住所又は所在地 <u>山辺町大字山辺1番地</u> 入札者 氏名又は名称 及び代表者氏名 山 辺 太 郎 ※3 購入者本人の住所・氏名を記入 太山 郎辺 山辺町契約に関する規則及び入札条件を承認し、下記のとおり入札します。 記 ※4 入札保証金の 20 倍を 超えないように注意！																											
入 札 金 額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 5%;">億</td> <td style="width: 10%;">千万</td> <td style="width: 10%;">百万</td> <td style="width: 10%;">十万</td> <td style="width: 10%;">万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td>¥</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>									億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円	¥	1	0	0	0	0	0	0	0
億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円																			
¥	1	0	0	0	0	0	0	0																			
入 札 保 証 金	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 5%;">億</td> <td style="width: 10%;">千万</td> <td style="width: 10%;">百万</td> <td style="width: 10%;">十万</td> <td style="width: 10%;">万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>¥</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>									億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円			¥	5	0	0	0	0	0
億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円																			
		¥	5	0	0	0	0	0																			
物 件 の 表 示	物件番号		所在地																								
	R7-1		山辺町大字山辺字十二神 3132-20																								
摘 要	※5 あらかじめ納入した 保証金の額を記入																										

備考 1 入札金額に¥を付すこと。

2 「摘要」欄には必要事項を記入すること。

【記載例】※購入者本人に代わって(代理人)が入札する場合

入 札 書																											
※1 入札年月日を記入																											
								令和 年 月 日																			
山辺町長 安 達 春 彦 殿																											
※2 購入者本人の住所・氏名を記入																											
山辺町大字山辺1番地																											
※3 購入者本人の印鑑は不要																											
山 辺 太 郎																											
※4 代理人の氏名を記入し、委任状に押印した使用印を押印																											
住所又は所在地 入札者 氏名又は名称及び代表者氏名 代理人 山 辺 花 子 花山 子辺																											
山辺町契約に関する規則及び入札条件を承認し、下記のとおり入札します。																											
記																											
※5 入札保証金の20倍を超えないように注意！																											
入 札 金 額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">億</td> <td style="width: 10%;">千万</td> <td style="width: 10%;">百万</td> <td style="width: 10%;">十万</td> <td style="width: 10%;">万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td>¥</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>									億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円	¥	1	0	0	0	0	0	0	0
億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円																			
¥	1	0	0	0	0	0	0	0																			
入 札 保 証 金	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">億</td> <td style="width: 10%;">千万</td> <td style="width: 10%;">百万</td> <td style="width: 10%;">十万</td> <td style="width: 10%;">万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>¥</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>									億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円			¥	5	0	0	0	0	0
億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円																			
		¥	5	0	0	0	0	0																			
物 件 の 表 示	物件番号		所在地																								
	R7-1		山辺町大字山辺字十二神3132-20																								
摘 要	※6 あらかじめ納入した保証金の額を記入																										

備考 1 入札金額に¥を付すこと。

2 「摘要」欄には必要事項を記入すること。

【記載例】※代理人が入札する場合

例: 山辺太郎さんが町有地を購入したいが、入札は山辺花子さんが代理で行う場合

委 任 状

私は、山 辺 花 子 を代理人と定め、下記の権限を委任します。

※1 代理人(山辺花子の氏名を記入)

記

※2 入札年月日を記入

- ① 令和 年 月 日実施される町有財産売払い(所在地:※3 所在地を記入)の
一般競争入札に関する一切の権限

以上のことにつき、代理人が使用する印鑑は次のとおりです。

※4 代理人が入札時に使用する印鑑を押印

代理人使用印鑑



※5 委任状を作成した年月日を記入

令和 年 月 日

山辺町長 安 達 春 彦 殿

委任者

※6 購入者本人の住所・氏名を記入し、実印を押印

住所又は所在地 山辺町大字山辺1番地

氏名又は名称

及び代表者氏名 山 辺 太 郎



土 地 売 買 仮 契 約 書(案)

売渡人 山辺町 町長 安 達 春 彦 (以下「甲」という。)と買受人 _____ (以下「乙」という。)とは、次の条項により町有財産の売買仮契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(目的)

第2条 甲は、その所有に係る末尾記載の土地(以下「本件土地」という。)を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

(売買代金)

第3条 乙は、本件土地の代金(以下「売買代金」という。)として、金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を甲に支払う。

2 乙は、甲が別に発行する納入通知書により、この契約を締結した日から30日以内に売買代金を甲に納付しなければならない。

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約について乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(この契約の成立に関する特約)

第5条 この契約は、甲が法令に規定する関係官庁からの本件土地に係る財産処分の承認を得られなかったときは、当然に解除されるものとする。この場合において、乙は損害が生じても、甲に対しその賠償を請求することができない。

(遅延利息)

第6条 甲は、乙がその責に帰する理由により納期限まで売買代金を納付できないときは、乙から遅延日数につき契約金額の年2.6%に相当する遅延利息を徴収して納期限を延長させることができる。

(所有権の移転及び土地の引渡し)

第7条 本件土地の所有権移転は、乙が第3条第1項に定める金額を完納した時とする。

(登記の嘱託)

第8条 乙は、前条の規定により本件土地の所有権が移転した後遅滞なく、甲に対し所有権移転の登記を請求するものとし、甲は、その請求により速やかに所有権移転の登記を嘱託するものとする。この場合において、これに要する登録免許税その他登記に要する費用は、乙の負担とする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第9条 乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は本件土地を第三者に貸してはならない。

(危険負担)

第10条 この契約締結後、本件土地が甲の責に帰することができない理由により滅失し、又はき損した場合は、その損失は乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された本件土地が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。ただし、乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から2年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

(用途制限)

第 12 条 乙は、甲に提出した利用計画書に基づき、本件土地を当該物件の所有権移転の日から起算して2年(以下、「指定期日」という。)以内に、その用途に供さなければならない。

2 乙は、本件土地を利用計画書に定めた用途に供するため、指定期日までに必要な工事を完了させなければならない。ただし、乙の責めに帰することのできない事由等により、指定期日までに必要な工事等を完了させることができない場合には、その理由等を書面により甲に申請し、その承認を受けなければならない。

3 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、何らの催告をせずこの契約を解除することができるものとする。

2 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図ることを目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

(4) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(返還金等)

第 14 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、

当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が本件土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(返還金の相殺)

第 15 条 甲は、前条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第14条に定める損害賠償として甲に支払うべき金額があるときは、それらの全部又は一部とその返還金とを相殺できるものとする。

(原状回復の義務)

第 16 条 乙は、甲が前条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する期日までに乙の負担において物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。

ただし、甲が原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 前項に定める原状回復に要する費用は、すべて乙の負担とする。

3 乙は、第1項に定めるところにより物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 17 条 乙は、この契約に違反したために甲に損害を与えたときは、甲の定める損害賠償金を甲に支払うものとする。

(有益費等請求権の放棄)

第 18 条 乙は、この契約を解除された場合において、本件土地に投じた有益費、必要経費又はその他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(公租公課等)

第 19 条 本件土地に対して割賦される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、乙の負担とする。

(契約の費用)

第 20 条 この契約の締結及び履行等に関する必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(相隣関係等への配慮)

第 21 条 乙は、本件土地の使用又は新たな建物の建築にあたっては、十分な注意をもって本件土地を管理するとともに、必要に応じて地元説明会を開催するなど、自らの責任において近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう配慮しなければならない。

(疑義の決定)

第 22 条 この契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(管轄裁判所)

第 23 条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売渡人 甲 住 所 東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地
山辺町
氏 名 町 長 安 達 春 彦 印

買受人 乙 住 所
氏 名 印

物 件 の 表 示

種 別	土 地
所在地	山形県東村山郡山辺町大字山辺字十二神 3132 番 20
地 目	宅 地
面 積	365.55 m ²